

## 令和7年度第2回環境表示のあり方に関する検討会 議事要旨

日時：令和7年12月9日（火） 13:30～16:30

出席委員：大久保委員、小西委員、近藤委員、佐藤（吾）委員、佐藤（多）委員、鶴田委員、平尾委員（座長）、渡邊委員（五十音順）

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容
1	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	論点① ガイドラインの目的	環境表示ガイドラインはグローバルスタンダードを目指すべきであり、環境省などで議論されている「グリーン製品」のマーケット戦略に引っ張られて緩くなることを懸念する。
2	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	論点① ガイドラインの目的	信頼性の確保の狙いは、消費者の自主的で合理的な選択の確保を通じて、市場の成長を促すことが基本線である。市場ありきだと誤解されないように、「消費者の合理的・自主的な選択の確保による信頼性の確保を通じて」のように表現を工夫すべき。
3	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	論点① ガイドラインの目的	健全な市場の育成ということを踏まえるとソフトローの考え方方が合っており、健全な市場を作るという部分と、エビデンスベースも重要なポイントであり、冒頭の目的に記載して発信すべき。
4	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	論点① ガイドラインの目的	ガイドラインの英語版を作成する際、政府間チャネルなどを通じて海外に発信し、フィードバックを得ることも重要な目的の一つ。
5	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	論点① ガイドラインの目的	リスクを乗り越えて市場に出していくことが競争力を生むという内容を、「市場の成長」につながる文章として盛り込んではどうか。
6	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	論点① ガイドラインの目的	目的に「市場の健全な成長につながる」と追記することは、経済面を重要視すると明記することである。表現は考えるべきだが、引き続き記載するべきと思う。
7	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	論点① ガイドラインの目的	市場の成長・発展は非常に大事であるが、消費者が信頼できる環境表示という視点を大事にすべき。環境表示が景品表示法に照らして問題ないかという視点は、エビデンスベースにもつながる考え方である。
8	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	論点③ 普及啓発	日本は世界と比べて環境教育が弱いというデータがあるため、文部科学省などと連携し、小中高校や大学で環境表示について知ってもらうことが将来の市場の成長につながると思うので、教育面での普及啓発を盛り込むべきではないか。
9	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	論点③ 普及啓発	普及啓発は時間がかかるため、世間の関心を喚起し、関心を持った人に正しく伝えるという2段階で臨むべき。世間の関心の喚起としては、政府だけで努力するのではなく、例えば一般のビジネスマンが読む媒体への露出を高めるなども方策ではないか。環境省だけでなく、エシカル協会のような他団体を巻き込んでいくことも重要。
10	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	論点③ 普及啓発	「なぜこれが良いのか」という説明書きとともに好事例をデータベースで積極的に共有することが、正しい環境表示の普及に繋がる。
11	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	論点③ 普及啓発	ガイドラインに沿うことで「グリーンウォッシュ批判をかわせる」というリスク回避のメリットを前面に出すと、真剣に取り組む事業者が増えると考える。
12	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	論点③ 普及啓発	アネックスで海外動向のアップデート機能を持たせ、セミナーなどでガイドラインと照らし合わせて発信すると事業者の関心が高まると考える。
13	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	論点③ 普及啓発	セミナー開催では国民は動かない。ガイドラインを生かし、消費者が商品選び、企業の製品が売れるという双赢をめざすなら、マーケッターやプロの方に普及促進策を考えてもらってはどうか。
14	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	論点③ 普及啓発	日本のガイドラインを英語版で海外に発信し、批判があれば改善することも、日本の考えを説明することも必要。ヨーロッパは域内の企業を守る障壁という側面もあるので、必ずしも日本が合わせる必要はない。海外規制は化学物質管理も含め目まぐるしく変わるので、情報提供もアップデートできるといい。
15	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	論点③ 普及啓発	消費者向けの普及啓発は長年の課題。民間企業や消費者団体、教育機関などと連携できるとよい。
16	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	論点④ 國際基準との整合	海外規制のアップデートは激しいため、企業の自助努力での情報収集はハードルが高い。ガイドライン本文に海外事例を載せてしまうと全体の改定が必要になるため、海外動向はアネックス（付属文書）にして機動的に更新できるようにしてはどうか。

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容
17	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	論点④ 国際基準との整合	グローバル展開する企業が国内基準とグローバル基準のどちらを守るか迷うケースが想定されるため、2階建ての志向（国内基準と海外事例紹介）は大事なアプローチと考える。 国内基準としては5つの要求事項を明示しつつ、海外で展開する企業に対しては、ただ海外事例を紹介して「このほうが望ましい」と言うのではなく、「海外の場合はこのような規制なので、この点にきちんと留意すること」と明示的に記載しても良いかと感じている。
18	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	論点④ 国際基準との整合	グローバルスタンダードを前提とした上で、たとえそれがヨーロッパの現在の基準に合わないとしても、日本の原則に基づく最善のガイドラインであると世界に発信する気概を持つことが重要。
19	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	論点④ 国際基準との整合	グローバルスタンダードに対応できることが望ましく、海外ガイドラインの充実を図るためにアネックスでアップデート性を持たせる意見に賛同。
20	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	論点④ 国際基準との整合	ガイドラインで国際競争力を担保しようとすれば、強制力を持たせる必要がある。本ガイドラインでは、国際競争力へも事実上対応できる指針や望ましい姿を示すに留め、まず事業者は本ガイドラインを見るという形にならざるを得ない面もある。
21	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	論点④ 国際基準との整合	海外展開する場合、ソフトローでは対応が難しいので、アネックスとするか、コラムのような形で記載するかは議論のポイント。国内と海外で対応すべきレベルを分ける方法もある。
22	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	論点⑤ 要求事項の内容、構成	環境表示ガイドラインは、幅広い業界に使っていただく前提であるため、全ての業界のベースラインとなるようなものは盛り込まれると思うが、業界によっては「結局どのように対応すればよいか」という疑問が残ると思う。ガイドライン完成後の次の展開として、業界別のガイドスやFAQを作成し、より踏み込んだ対応の手引きを示すことも検討してはどうか。
23	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	論点⑤ 要求事項の内容、構成	CFPなどについては、他のISO規格を参照とするよりも、本来はガイドラインで網羅したほうが良い。
24	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	論点⑤ 要求事項の内容、構成	中小企業、グローバル企業、ドメスティック企業で意識が全く違う。望ましい姿を出した上で、まだ一足飛びには難しい対象企業別には、移行を前提に推奨基準を緩めるなど段階別の対応も検討してはどうか。
25	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	論点⑥ 実証、検証の要件	環境表示のチェックを開始する企業が取り掛かりやすいように、第三者認証ありきと取られない表現とすべき。
26	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	論点⑥ 実証、検証の要件	資料1のP19の図について、第三者認証ありきで、サプライヤー証明は推奨オプションにならないと取られかねない表現は避けるべき。サプライヤー証明の労力コストが自己評価と同じように見えるが、Tierが長いサプライヤーの場合、証明の取得に労力とコストが掛かることもある。サプライヤー証明に労力とコストがかからないと誤解されないようにしたい。
27	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	論点⑥ 実証、検証の要件	第三者認証や検証にもレベルやプロセスに違いがあり、例えば、検証（verification）という言葉であっても、検証機関による「検証」とLCAの国際規格でいう「検証」は全く違う行為を指す。
28	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	論点⑥ 実証、検証の要件	自己宣言・サプライヤー証明も本ガイドラインに則ればOKであることを前提とした書きぶりにすべき。第三者認証ありきのように受け取られる表現は、なるべく労力をかけずに優れた製品の付加価値を担保したい中小企業などのハードルが高くなる。
29	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	論点⑥ 実証、検証の要件	LCAによるオフセットの検証と、データの外部分析やマネジメントチェックを含む検証では、企業にとって重みが全く異なる。「第三者認証」の定義を明確にすべき。
30	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	論点⑥ 実証、検証の要件	世の中には様々なマークがあり、ISOを取得している信頼性ある認証機関のものから自主適合マークというものまであり、消費者はどこまで信頼していいのか疑問に感じている。ライフサイクル全体を考慮していないマークもあるため、見ているライフサイクルの範囲の説明をマークとともににつけるなどをガイドラインで示唆できないか。
31	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	論点⑥ 実証、検証の要件	第三者認証についても、レベルが多様で、算定者が認証者になってしまうなど、適切でない例もある。どこまで書くかは難しいが、意図する「高いレベル」の第三者認証について示唆することは必要かもしれない。
32	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	その他①②	改定の方向性に強く賛同する。「重大なマイナスの影響はないか」は、いわゆる「Do No Harm原則」の日本語訳であり、国際レベルでは標準的な考え方。

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容
33	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	その他① 5つの基本項目	改定の方向性に異論はない。「情報アクセス可能であること」は非常に大事な点で、ウェブサイトの奥深くに情報を置くなどアクセシビリティが低い状態では、情報開示の公平性担保が難しくなる。ラベルだけでは語りきれない情報を、アクセスしたい人に届けることが重要。FAQやコラムで、情報アクセスの好事例を示すと企業にとって分かりやすい。
34	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	その他① 5つの基本項目	欧州ではトレードオフなども含め、QRコードなどで透明性のある情報開示が求められている。日本でもQRコードなどによる詳細情報へのアクセスを検討してはどうか。
35	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	その他① 5つの基本項目	異なるシステム間（例：プラスチックボトルとリターナブル瓶）のトレードオフに関する影響を全てラベルに表示することは難しい。ガイドラインの表現は「マイナス影響がないか」で終えるのではなく、マイナス影響があった場合、企業がしっかりと対策を講じるという内容を盛り込むべき。
36	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	その他① 5つの基本項目	5つの基本項目にライフサイクル考慮を入れるところで、LCA（アセスメント）ではなく全体を見てマイナス影響を特定するという趣旨は非常に良いが、「ライフサイクル」と言われるとPCR（製品カテゴリールール）を設定して算定が必要と受け止めてしまう人もいるため、具体的な事例を示すべき。
37	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	その他① 5つの基本項目	拡大・誇張解釈をしないことが重要であり、ある側面だけを良く見せるのではなく、悪い側面も記載することをガイドラインに記載すべき。海外のガイドラインでも書かれており、ライフサイクルシンキングの重要性にもつながる。
38	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	その他① 5つの基本項目	地球温暖化に関する指標であるCFPだけでなく、水消費や生物多様性といったマルチクライテリアとしての「インパクト」も考慮することが重要。
39	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	その他① 5つの基本項目	「重大なマイナスの影響はないか」の文言を基本項目に入れると牽制効果はあるが、誰が、どのレベルで「重大」と判断するかが分かりにくい。コラムなどで解釈を補うべき。
40	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	その他① 5つの基本項目	日本LCA学会でもライフサイクルという言葉によってLCAという評価手法だけではなく、ライフサイクル思考（シンキング）を広めることが第一目的になっている。アセスメントは学術的にも難しいので、原料をどこから調達したかなど、自分たちがライフサイクル全体（Cradle to Grave）でどう考えているかを言えることが重要。水や生物多様性といった全ての厳密な計算を求める意図ではない。
41	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	(参考) カーボンオフセットについて	国連のネットゼロ原則を参考資料に載せてほしい。GFANZ（グラスゴー金融同盟）など世界の機関投資家たちも参照するため、日本の原則策定の参考になる。
42	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	(参考) カーボンオフセットについて	オフセットについては、国連のネットゼロ原則では、短中期（2030年/2035年）の目標にオフセットを使うと1.5度の達成がおぼつかなくなるため、「短中期目標には使ってはならない」と明記されている。本ガイドラインでもそのことを明確に伝えるべき。
43	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	(参考) カーボンオフセットについて	削減努力をした上で、残り10%程度のオフセットはやむを得ないというSBTi基準などのグローバルスタンダードと乖離する可能性があるため、オフセットを全面的に否定する表現には注意が必要。
44	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	(参考) カーボンオフセットについて	排出削減努力をしていない、もしくは排出が増えているにもかかわらず、オフセットを根拠に「環境に良い」、「削減した」等を表示することは事実上禁止の方向とすべき。
45	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	(参考) カーボンオフセットについて	グリーン購入法では一部製品でCFPの算定を基準としているものや、オフセットを最上位基準としているものもあり、完全に禁止すると矛盾が生じる可能性がある。
46	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	(参考) マスバランス方式について	マスバランス方式については懐疑的なニュアンスが伝わるようにコラムで触れるべき。
47	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	(参考) マスバランス方式について	供給量の問題などで、現状はマスバランス法無しでは厳しい状況も理解するが、消費者への説明責任を果たすために、最終的に目指すゴールを置いたうえで、今の時点ではこう考えるという指針も持っておくべき。
48	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	(参考) マスバランス方式について	グリーン購入法でマスバランス法によるグリーンスチールが導入されたが、EPD（環境製品宣言）ではマスバランス法が認められていないため、グリーンスチールを使っても製品のCFPに反映することができない。消費者から見れば良いものであるのに、使う企業はメリットがない状況。

No.	議題	資料	意見箇所	意見内容
49	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	(参考) マスバランス方式について	マスバランス法は鉄鋼業界と化学業界とでは意味が異なり、レベル（グループレベル、工場レベルなど）が異なるマスバランス法が一括りにされているためわかりにくい。この解説をガイドラインに載せるのは難しいと思うが、マスバランス法の議論の動向くらいは載せてよいかもしれない。マスバランス法はリサイクル含有率や欧州のELV規則（自動車のプラスチック）でも導入議論が進んでいるため、今後も国際整合性を踏まえつつ検討が必要。
50	(1) 環境表示ガイドラインの改定（案）について	資料1、2	(参考) マスバランス方式について	マスバランス方式に全く触れないのではなく、主張する際は、それなりの覚悟をもってしっかり説明できるということが伝われば良い。